

## 福知山市工事成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、福知山市の所管する工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注業者（以下「受注者」という。）の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 評定は、一件の工事費が250万円以上の工事について行うものとする。

### (評定者)

第3 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員並びに総括監督員または担当係長及び主任監督員とする。

### (評定の方法)

第4 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、別記様式第1の工事成績評定表によって行うものとする。

### (工事成績評定表の提出)

第5 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく工事成績評定表を、市長部局、教育委員会部局及び消防本部の契約にあつては財務部契約監理課長、上下水道事業管理者部局の契約にあつては上下水道部総務課長、病院事業管理者部局の契約にあつては市民病院事務部総務課長（以下「課長等」という。）に提出するものとする。

### (評定結果の通知)

第6 課長等は、工事成績評定について、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を別記様式第2により通知するものとする。

### (評定の修正)

第7 課長等は、評定の結果を通知した後、瑕疵が判明した場合等で評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6または第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、課長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 課長等は、前項による説明を求められたときは、別記様式第3により回答するものとする。

3 前2項の事項については、第6または第7の通知において明らかにするものとする。

(再説明請求等)

第9 第8第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日(「休日」を含む。)以内に、書面により、課長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 課長等は、前項による説明を求められたときは、別記様式第3-1により回答するものとする。

附 則 この要領は、平成16年 7月 1日より適用する。

改正 平成19年 6月 1日

改正 平成21年 4月 1日

改正 平成24年10月 1日

改正 平成25年 5月10日